

## 米政策改革推進対策に関するQ & A

H17.12.14

### 総論

質 問	頁
今回、産地づくり対策のメニューとして、米価下落の影響を緩和する対策を行えるようにすることとしたのは、どのような考え方によりますか。	1
米政策改革の目標時期との関係はどうなっているのですか。	2
現在国で検討している「新たな需給調整システム」は米政策改革大綱の「本来あるべき姿」という認識か。それとも暫定的なシステムであり、今後も見直すのですか。	2
生産調整のメリット感が低下すれば、これまで参加していた者が、生産調整から離脱し、実効性が確保できないのではないですか。	3

### 産地づくり対策

質 問	頁
産地づくり対策の支援水準（金額）はどう考えているのですか。	4
産地づくり交付金の見直しの基準はどのようなものですか。	4
産地づくり交付金の県への配分にあたっては、生産調整へのインセンティブが働くよう、現行の地域の努力を反映させる必要があるのではないですか。	5
新産地づくり対策については、生産調整の実施の要件となるのですか。	5
産地づくり対策は、生産調整メリット措置としての位置づけと思うが、現行どおり集荷円滑化加入対策が要件となるのですか。	6
非担い手の転作麦・大豆は産地づくり交付金の対象になるのですか。	6
新産地づくり対策は従来予算規模を踏まえた配分となるとの方向であるが、事務分担や現対策で設置されている都道府県水田農業推進協議会等との関連性はどうか。	7

### 米価下落対策

質 問	頁
米価下落対策について、補てん水準（定額）はどの位ですか。	8
大綱説明P16の「新たな部分」のメニューは案を示されるのですか。又は地域で考えて作成するのですか。	8
「新たな部分」の「一般部分」と「担い手加算」はどのように積算するのですか。	9
担い手以外への旧稲得は3年間、その後全廃という方向ですか。	9
「新たな部分」の「担い手加算」の中身は？	10

質 問	頁
「担い手集積加算」は、受け手となる担い手へ支払われる加算なのですか？	10
「担い手集積加算」の「担い手」とは。	11
米価下落に応じた支払いは、従来どおり市場価格で行われるのですか。	11
米価下落に応じた支払いが行われるのはいつになるのですか。	11
担い手に施策を集中する方針にもかかわらず、産地づくり対策で非担い手農家にも価格変動緩和措置を講じるのはいかなるものですか。	12
新しい産地づくり対策の旧稲得部分は対策期間中、漸減していくこととなるのですか。	13
産地づくり対策に統合される米価下落支払の部分について、単価は地域で設定するとされていますが、この地域の範囲はどのようなものですか。	13
産地づくりの部分と新たな米価下落支払い部分との融通は可能ですか。	14
地域で単価を設定するのは、どのような理由ですか。	14
補てんの単価を地域で設定するようですが、その地域とは、地域協議会の中をさらに区分することも可能なのですか。	15
産地づくり対策のメニューの中における米価下落に応じた支払いについては期間中に漸減するようですが、メニュー自体は半永久的に継続されるものなのですか。	15
産地づくり対策は、2重補助禁止の規定がありますが、稲得を産地づくり対策の中で行う場合、ナラシ対策を受けている担い手には交付できないのですか。	15

### 集荷円滑化対策

質 問	頁
米の生産数量配分の際の基準単収は市町村単位ですが、集荷円滑化対策の基準単収は地域単位（作柄表示地帯ごと）になっており、ズレが生じていませんか。	16
道府県間で集荷円滑化対策の加入率が違うので対処できないでしょうか。	17
集荷円滑化対策について、19年度以降は仕組みが変更されるのですか。	18

### 新たな需給調整システム

質 問	頁
19年以降、生産調整方針に不参加農業者への配分は、誰が行うのですか。	19
現行の需給調整システムは破綻していると思う。その認識に沿って新しい仕組みを創れないでしょうか。	20
新たな需給調整システムの今後のスケジュールはどうなっているのですか。	21

質 問	頁
これまでの生産調整や集荷円滑化対策の実施状況について点検すべきではないでしょうか。	22
コメ需給調整対策の推進費について、19年度からはどうなるのでしょうか。	23
生産調整方針作成者が生産目標数量を決定・配分することとなるが、その生産調整実施の確認も生産調整方針作成者が行うのでしょうか。	24
生産数量目標について、生産調整方針作成者が受けた目標数量の情報提供よりも、多めの数量の設定は可能か。また、その場合、産地づくり交付金の交付対象となるのでしょうか。	25
新たな需給調整システムについて、実質、これまでどおり、行政が主体となった配分になるのではないのでしょうか。	26

## 総論

### ( 質 問 )

今回、産地づくり対策のメニューとして、米価下落の影響を緩和する対策を行えるようにすることとしたのは、どのような考え方によりますか。

-----

### ( 回 答 )

- 1 担い手経営安定対策（担経）については、これを品目横断的政策へ移行することについては、特に異論はなかったものの、稲作所得基盤確保対策（稲得）については、単純にこれを廃止した場合、米の需要に応じた生産を促進する機能がなくなり、生産調整の適切な実施が困難になるとして種々意見がありました。
- 2 こうした意見を踏まえ、産地づくり対策の中のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策（品目横断的経営安定対策の加入者は対象から除く）を行えるよう措置しました。
- 3 したがって、従来の稲得が担い手向けに有していた、今後のあるべき担い手の米価下落の影響緩和機能は、品目横断的な経営安定対策へ移行させることとしました。
- 4 他方、担い手以外の方々に対する米の需要に応じた生産を促進する機能については、産地づくり対策へ移行させることにより、水田農業ビジョン実現のため、地域の水田の利活用を面的に支援していくことを促進することとしました。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

米政策改革の目標時期との関係はどうなっているのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 米政策改革大綱においては、平成22年度までに米づくりの本来あるべき姿の実現を目指すこととし、今回の経営所得安定対策等大綱において、新たな需給調整システムに19年産から移行することを目指すこととしました(18年度に検証)。
- 2 今般決定した米政策改革推進対策は、この米政策改革大綱及び経営所得安定対策等大綱に定められた道筋に沿って着実に取組を進めていこうとするものであり、19～21年の3年間の措置としてしています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

現在国で検討している「新たな需給調整システム」は米政策改革大綱の「本来あるべき姿」という認識か。それとも暫定的なシステムであり、今後も見直すのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 米の需給調整については、経営所得安定対策等大綱において、水田における品目横断的な経営安定対策の導入とも併せ、19年産から新システムへ移行することを目指すこととし、新システムの大枠について決定しました。
- 2 この新システムは、米政策改革大綱の趣旨に基づいたものであり、米づくりの本来あるべき姿の実現に向けて、まず、この新システムの導入・定着を図っていくべきものと考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

生産調整のメリット感が低下すれば、これまで参加していた者が、生産調整から離脱し、実効性が確保できないのではないですか。

-----

( 回 答 )

- 1 19年産以降については、米の需要に応じた生産を促進するため、産地づくり対策を所要の見直しの上措置するとともに、稲作所得基盤確保対策については、当面の措置として需要に応じた米の生産を支援する観点から産地づくり対策と一体化することとしており、さらに、集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施することなどにより、需給調整の着実な実施に取り組むこととしています。
- 2 また、新たな需給調整システムについても、これらの支援措置を通じて、生産調整を円滑に進める機関として、市町村を含めた地域協議会の機能を強化するとともに、JA等の方針作成者が、行政から提供される取組の羅針盤たる需要量に関する情報を基に、主体的に需給調整を実施することにより、実効性を確保することとしております。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

## 産地づくり対策

( 質 問 )

産地づくり対策の支援水準(金額)はどう考えているのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 予算規模等の詳細については、19年度予算の概算要求までに決定する考えです。
- 2 いずれにしても、22年度を目標とする「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて需給調整が円滑に推進されるよう所要の対策を講じて参ります。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

産地づくり交付金の見直しの基準はどのようなものですか。

-----

( 回 答 )

- 1 最近の米、麦、大豆、飼料作物等をめぐる状況、現行対策の実施状況等を踏まえた見直しを行うこととしています。
- 2 なお、具体的な見直し内容については、米政策改革の検証等も踏まえ、今後検討することとしています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

産地づくり交付金の県への配分にあたっては、生産調整へのインセンティブが働くよう、現行の地域の努力を反映させる必要があるのではないですか。

-----

( 回 答 )

1 次期対策の交付金の配分については、交付金の効果的な活用を図る観点から、現行対策期間中の各地域の努力を反映させていくことが重要です。

2 このため、現行対策期間中の各地の麦・大豆・飼料作物の作付状況、需給調整の実施状況（生産調整の取組状況、集荷円滑化対策の加入状況等を検討）、認定農業者等の担い手の確保状況及び直近の米の需要見通しなどについて、できる限り直近のデータを用い、次期対策の県別の交付金配分に反映していく考えです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

新産地づくり対策については、生産調整の実施の要件となるのですか。

-----

( 回 答 )

「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて、新たな需給調整システムの下での生産調整を的確に推進するためのメリット措置として位置づけていくこととしており、生産調整の実施を要件とする考えです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

産地づくり対策は、生産調整メリット措置としての位置づけと思うが、現行どおり集荷円滑化加入対策が要件となるのですか。

-----

( 回 答 )

1 「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて、新たな需給調整システムの下での生産調整を的確に推進するためのメリット措置として位置づけていく考えです。

2 このため、現行対策と同様に集荷円滑化対策の加入も要件とする予定です。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

非担い手の転作麦・大豆は産地づくり交付金の対象になるのですか。

-----

( 回 答 )

1 産地づくり対策は、需給調整のメリット措置としての位置づけでありますので、担い手以外の者（非担い手）にも交付されます。

2 なお、現行の産地づくり対策についても交付のガイドラインにおいて「担い手の育成に資する取組が推進されるよう配慮することが望ましい。」としており、今後とも担い手の育成・確保に向けて十分な議論を行っていくことが重要であります。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

新産地づくり対策は従来の予算規模を踏まえた配分となるとの方向であるが、事務分担や現対策で設置されている都道府県水田農業推進協議会等との関連性はどうか。

-----

( 回 答 )

基本的に現在の都道府県水田農業推進協議会及び地域水田農業推進協議会の体制による運営を想定しています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

## 米価下落対策

( 質 問 )

米価下落対策について、補てん水準（定額）はどの位ですか。

-----

( 回 答 )

- 1 支援の水準については、需給調整を円滑に推進しつつ、担い手への移行を促進する観点から来年夏に決定します。
- 2 また、農家への支払方法については、価格下落の程度に関わらず、常に固定額が払われるというのではなく、当年産の収入が基準収入を上回る場合には交付は行わず、それ以下の場合は下落幅に応じた分の助成を品目横断的政策の米に係る補てんの範囲内で、かつ、地域で事前に定めた最高額の範囲で助成する仕組みを考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

大綱説明P16の「新たな部分」のメニューは案を示されるのですか。又は地域で考えて作成するのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 都道府県協議会は、国が示すガイドラインの範囲内で米価下落等に応じた支払についての基本的仕組みを設計し、地域協議会は、地域の事情に応じて一定の条件の下で仕組みを変更することが可能という仕組みとすることを考えています。

( 一定の条件については今後検討 )

- 2 このことにより、これまでの都道府県単位の設計から、市町村を含め地域協議会ごとに対策の創意工夫を行って交付金を使うことが可能となる（地域で米価下落等に応じた支払を導入しない場合には、予め取り決めることにより、他のメニューに財源を振り向けることが可能となります）ことから、地域の要請に応えることができるものと考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

「新たな部分」の「一般部分」と「担い手加算」はどのように積算するのですか。

---

( 回 答 )

1 国から県への交付額を算定する際に、算定の単価については、

一般部分

加算部分

の二層構造として算定します。

2 交付対象面積については、都道府県ごとの担い手以外の水稲作付面積等を勘案して算定します。

3 いずれにしても、具体的な算定の基準は今後さらに検討していきます。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

担い手以外への旧稲得は3年間、その後全廃という方向ですか。

---

( 回 答 )

1 米政策改革は平成22年度を目標としていることから、3年間の措置とし、

担い手への集積の促進を図る観点から担い手集積加算を措置すること

担い手への集積状況を勘案し、予め対象面積を漸減すること

によって、3年間で担い手への移行を加速的に進めることを考えています。

2 今回の対策は、19年度から21年度のものであり、品目横断的政策に円滑に移行するための、いわゆる経過措置であります。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

「新たな部分」の「担い手加算」の中身は？

-----

( 回 答 )

- 1 担い手集積加算について、米価下落支払の中で活用する場合には、担い手への集積を進める場合の割増し単価部分に使用することとしています。
  
- 2 その際、この対策そのものは非担い手の農地を対象としていますので、翌年に利用権設定を行って担い手に集積することや集落営農への参加を約束し、かつ、年度末までに実行しました非担い手の農地への割増支払いに活用することを典型的なケースとして想定しています。したがって、利用権の設定や集落営農への参加等についての確認行為が必要と考えています。
  
- 3 なお、予めの取決めにより、産地づくり対策の部分の中で活用する場合は、担い手の育成に資するものとして使用されることを想定しています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

「担い手集積加算」は、受け手となる担い手へ支払われる加算なのですか？

-----

( 回 答 )

担い手集積加算による割増単価は、その時はまだ担い手ナラシの対象となっていないが、翌年以降担い手へ集積され、担い手ナラシの対象となる土地(面積)を対象に払われるものと考えており、その受給対象者は、その時点で当該土地(面積)を利用している担い手以外の水稻作付生産者になるものと考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

「担い手集積加算」の「担い手」とは。

---

( 回 答 )

1 担い手集積加算については、担い手ナラシ加入者以外の水稲作付農地が担い手ナラシの加入要件を満たす担い手へ利用権設定して集積されることや同様の集落営農に移行するような際に交付されるような仕組みを考えています。

2 したがって品目横断対策で定められている担い手へ農地が移行することを考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

米価下落に応じた支払いは、従来どおり市場価格で行われるのですか。

---

( 回 答 )

米価下落に応じた支払については、都道府県協議会が、国が示すガイドラインの範囲内で基本的な仕組みを設計することになりますが、基本的には、経営安定対策における基準収入のとり方等に準じたものとしていく考えです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

米価下落に応じた支払いが行われるのはいつになるのですか。

---

( 回 答 )

生産者への最終的な助成は、産地づくり対策と同様に年度内を基本とすることを考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

担い手に施策を集中する方針にもかかわらず、産地づくり対策で非担い手農家にも価格変動緩和措置を講じるのはいかがなものですか。

( 回 答 )

1 現在の稲得を単純に廃止すれば、担い手経営安定対策に加入できないような者に対する米の需要に応じた生産を促進する機能がなくなり、米の生産調整の適切な実施に支障が生じ、価格下落によって担い手の経営にも大きな悪影響がでる恐れがあります。

このため、今回、担い手への移行を進め、水田農業の構造改革を促進するような工夫を行いつつ、担い手以外の者に対しても一定の米価下落に応じた支払が行えるよう措置することとしています。

2 具体的には、

担い手集積加算の部分を活用して、稲作に係る集落営農の組織化や担い手へ農地の流動化など担い手の集積にきちんと取り組んだ場合に単価を割り増しできるようにし

この交付金を、予め取り決めることにより、従来の産地づくり対策に融通し、転作作物の産地形成や担い手の育成に資するような使い方もできるようにしています。

こうした措置により、担い手への移行を促進していくこととしています。

3 また、この新たな交付金の部分についての地域への交付額の算定に当たっては、この対策期間中、関係者も万全の努力を払い、担い手への移行が進むと考えられ、これにより、担い手を対象とする経営安定対策の支援面積も増加することが想定されることから、これと裏腹の関係にある担い手以外の生産者に対する算定上の支援面積は対策期間中漸減するようあらかじめ算定することとしています。

4 以上のような仕組みを、平成19年度～21年度までの3年間の対策として講ずることにより、今回、経営安定対策加入者以外の生産者についても対象とする生産調整支援策を講じ、併せて担い手の育成も促進するという措置としているところです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

新しい産地づくり対策の旧稲得部分は対策期間中、漸減していくこととなるのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 産地づくり対策の中の米価下落に応じた支払については、今後、米の担い手への集積が進めば、品目横断的経営安定対策への移行が促進されることから、地域の創意工夫を活かすという産地づくり対策の趣旨も踏まえて、担い手育成の見通し等を踏まえて、あらかじめ3年間を通じて対象面積を漸減しつつ、定額の助成を行うこととしています。
- 2 こうした定額払いにより、地域では担い手への集積を促進していこうとするインセンティブが働き、その中で品目横断的経営安定対策の対象となる担い手が幅広に出現し、生産調整も円滑に実施されると考えられます。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

産地づくり対策に統合される米価下落支払の部分について、単価は地域で設定するとされていますが、この地域の範囲はどのようなものですか。

-----

( 回 答 )

補てん単価等の設定を行う地域については、現行の産地づくり対策を実施している地域協議会がこれに当たると考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

産地づくりの部分と新たな米価下落支払い部分との融通は可能ですか。

-----

( 回 答 )

- 1 現行の制度と同様、予め取決めを行うことによって、米価下落支払に係る財源を従来の産地づくり対策の部分に使用することは可能とするように考えています。
- 2 また、その際、米価下落対策の担い手集積加算部分については、担い手の育成に資するものとして使用されることを想定しています。
- 3 なお、反対に、産地づくり対策から米価下落に応じた支払部分への融通については想定していません。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

地域で単価を設定するのは、どのような理由ですか。

-----

( 回 答 )

- 1 国から配分される財源の範囲内で、都道府県段階で基本的な仕組みを設計しつつ、地域協議会段階において、地域の実情に合わせて基本的仕組みを変更することが可能となる方向で検討しています。
- 2 これにより、地域自らの創意工夫により、水田農業ビジョンの実現のため、地域の水田の利活用を面的に支援していくことが可能になるものと考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

補てんの単価を地域で設定するようですが、その地域とは、地域協議会の中をさらに区分することも可能なのですか。

-----

( 回 答 )

詳細については今後検討していくこととしていますが、地域段階において、複数の補てん単価を設定することは、基本的には地域の裁量の範囲内であると考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

産地づくり対策のメニューの中における米価下落に応じた支払いについては期間中に漸減とあるが、メニュー自体は半永久的に継続されるものなのですか。

-----

( 回 答 )

今回の対策は、19年度から21年度のものであり、品目横断的政策に移行するための、いわば経過的なものでありますので、この3年間の内に品目横断的政策への移行を最大限進めます。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

産地づくり対策は、2重補助禁止の規定がありますが、稲得を産地づくり対策の中で行う場合、ナラシ対策を受けている担い手には交付できないのですか。

-----

( 回 答 )

米価下落に応じた支払いについては、ナラシ対策を受けている担い手は受給不可ですが、あらかじめ取り決めることにより、産地づくり対策に融通する場合には弾力的な運用が可能となるよう検討する方向です。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

## 集荷円滑化対策

( 質 問 )

米の生産数量配分の際の基準単収は市町村単位ですが、集荷円滑化対策の基準単収は地域単位(作柄表示地帯ごと)になっており、ズレが生じていませんか。

-----

( 回 答 )

- 1 豊作による過剰米数量については、「主食用等水稻作付面積×過剰米算定単収×(地域の作況指数/100)-生産確定数量」により算定することとなっています。
- 2 この過剰米算定単収は、生産者個々に配分された生産確定数量を同じく生産者に配分された作付確定面積で除して得るものであるが、作付確定面積については、生産確定数量を市町村ごとに設定した配分基準単収で割り戻して配分しています。
- 3 このように、集荷円滑化対策においては、市町村毎に設定された基準単収を用い過剰米を算定しているところです。
- 4 なお、作況指数は、市町村単位で公表されておらず、客観的な資料として、公表されている最小の単位である地域作柄表示地帯を使用しているところです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

道府県間で集荷円滑化対策の加入率が違うので対処できないでしょうか。

-----

( 回 答 )

1 集荷円滑化対策については、

集荷円滑化対策に参加していない(生産者拠出金(1,500円/10a)を拠出していない)場合は、米の需要に応じた生産を促進する対策である産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策を受けられない。

豊作による過剰米を区分出荷し、主食用以外に処理しなかった産地・生産者は、その分だけ翌年の生産目標数量が削減されたままとなる。

過剰米処理達成度合いに応じて、稲作所得基盤確保対策の補てん対象数量の減少、担い手経営安定対策の契約面積の減少等を通じて、本対策の実効性・公平性の確保を図っています。

2 平成17年産米については、10月15日現在の作況指数「101」に基づき試算すると、全国的に豊作による過剰米が約9万t発生すると見込まれるが、対策発動地域において、これまで準備を進めてきたとおりの確に区分出荷が行われれば、8万t程度が区分出荷される見込みであり、需給の安定に一定の効果が期待できるものと考えています。

3 18年度に向けては、生産出荷団体とも連携しつつ、以上のような点を更に周知徹底し、集荷円滑化対策の加入促進に取り組んで参ります。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

集荷円滑化対策について、19年度以降は仕組みが変更されるのですか。

-----

( 回 答 )

1 豊作による過剰米について、需要以上の米が主食用の市場に出回らないよう区分出荷・保管を的確に行う集荷円滑化対策については、需給安定のために平成19年度以降も引き続き必要です。

2 本対策は、米政策改革の一環として生産出荷団体が主体的に取り組むものであるが、国としても、生産出荷団体と連携し、その実効性を確保するための支援措置を講ずる考えです。

3 19年度以降も、

集荷円滑化対策に参加しない場合は、米の需要に応じた生産を促進する対策の対象としないこと

豊作による過剰米を区分出荷し、主食用以外に処理しなかった生産者には、その分翌年度の生産目標数量が削減されること

等を通じて、実効性を確保する考えです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

## 新たな需給調整システム

( 質 問 )

19年以降、生産調整方針に不参加農業者への配分は、誰が行うのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 新たな需給調整システムにおいては、JA等の生産調整方針作成者が、当該生産調整方針に参加する農業者に対して生産目標数量を配分することとなることから、不参加農業者への生産目標数量の配分は行われません。
- 2 なお、地域協議会において決定した生産調整実施の基本方針や生産目標数量の配分のルール等について、生産調整方針に参加していない農業者に対しても、地域協議会が、通知・説明、指導・助言を実施すること等により、生産調整に対する理解と協力を得るとともに、生産調整方針作成者の拡大に努めることを考えています。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

現行の需給調整システムは破綻していると思う。その認識に沿って新しい仕組みを創れないでしようか。

( 回 答 )

1 17年産米については、

豊作により発生した過剰米は、集荷円滑化対策による区分出荷・保管を的確に実施することで需要以上の米が市場に出回らないよう措置

政府備蓄米の適切な運営の観点から40万トンを中心に年内に買入れを開始することにより、概ね需給均衡は可能と考えています。

更に、米価下落の影響を緩和するための経営安定対策を実施します。

また、18年産米については、豊作以外の要因による過剰米が発生しないよう、

農業者段階への配分基準単収の設定手法の是正

都道府県別過剰作付け状況の18年産米の都道府県別生産目標数量配分への反映

18年産米の全国生産目標数量は、需要見通し844万トンを下回る825万トン（区分出荷の取組による補正後833万トン（見込み））に設定することにより、需給の均衡を図る考えです。

2 19年産以降についても、米の需要に応じた生産を促進する対策として、産地づくり対策を所要の見直しの上措置するとともに、稲作所得基盤確保対策の需要に応じた生産を支援する機能については、当面の措置として需要に応じた米の生産を支援する観点から産地づくり対策と一体化することとしており、さらに、集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施することにより、需給調整の着実な実施に取り組んでいく考えです。

3 新たな需給調整システムについても、これらの支援措置を通じて、生産調整を円滑に進める機関として、市町村を含めた地域協議会の機能を強化するとともに、JA等の方針作成者が、行政から提供される取組の羅針盤たる需要量に関する情報を基に、主体的に需給調整を実施することにより、実効性を確保していく考えです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

新たな需給調整システムの今後のスケジュールはどのようなのですか。

-----

( 回 答 )

- 1 需給調整については、経営所得安定対策等大綱において、水田における品目横断的な経営安定対策の導入とも併せ、19年産から新システムへ移行することを目指すこととし、システムの大枠について決定しました。
- 2 今後、18年度に移行への条件整備等の状況を検証の上、19年産から新システムへ移行することについて判断します。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

これまでの生産調整や集荷円滑化対策の実施状況について点検すべきではないでしょうか。

-----

( 回 答 )

1 18年度に行う検証は、基本的には、19年産から新たな需給調整システムに移行することが可能となる条件整備が整っているかどうかを検証するものであると考えています。

2 18年度の検証については、18年7月の食糧部会の審議等を踏まえて、18年夏を目途に新システムへの移行を判断することを考えていますが、これは、19年産からの新システムの下で必要な米政策改革推進対策の予算概算要求(18年8月)や、19年産米の需要見通しの策定・公表(18年7月基本指針)をはじめ、19年産からの新システム実施のための具体的な作業を18年7月以降開始することが必要なためです。

3 これまで、検証に向けたプロセスとして、基本指針(食糧部会への報告)において、  
需給調整システムについては、

客観性・透明性ある手法による需要見通しの算定状況

情報提供体制の整備状況

地域水田農業ビジョンに基づく需要に応じた米づくりの進展状況

を中心に推進状況を報告するとともに、併せて、産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策、集荷円滑化対策の支援措置の実施状況を報告しました。

いずれにしても、この10月に決定した経営所得安定対策等大綱を前提とし、その枠組みの下で検証していく考えです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

コメ需給調整対策の推進費について、19年度からはどうなるのでしょうか。

-----

( 回 答 )

1 三位一体の改革については、17年10月18日の閣僚懇談会における総理指示等を受けて検討が行われた結果、11月30日の政府・与党協議会で決定されたところであり、この一環として、米需給調整総合対策事業推進費補助金について廃止し、税源移譲を行うこととしました。このことは、12月1日の国と地方の協議の場において地方六団体へ提示し、了承されました。

2 米の生産調整の着実な推進は、現下の米の需給をめぐる状況や、19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行を目指していることを考えますと、引き続き極めて重要な課題です。

このため、まずは、今回の税源移譲は、生産調整の現地確認等に必要な経費について、将来における確認主体のいかににかかわらず、所要の財源をあらかじめ都道府県・市町村へ移行させておくものであることについて、都道府県の関係者の理解の促進と市町村や農業者団体等の関係者に対して周知徹底を図っていく考えです。

3 なお、農林水産大臣から、特に総務大臣に対して、税源移譲する事務・事業が今後とも確実に実施できるようにするため、

適切な地方財政措置と、

ガイドラインの設定やモニタリング等の担保措置を講じることができるように配慮していただきたい

旨要請しており、これらの措置を通じて、将来における確認主体のいかににかかわらず、都道府県及び市町村における生産調整の現地確認等に必要な財源の確保と事務の遂行を徹底していく考えです。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

生産調整方針作成者が生産目標数量を決定・配分することとなるが、その生産調整実施の確認も生産調整方針作成者が行うのでしょうか。

-----

( 回 答 )

- 1 新たな需給調整システムは、農業者・農業者団体が地域の販売戦略に基づき、主体的に需要に応じた生産に取り組むことにより、米づくりの本来あるべき姿の実現を図るものです。
- 2 このため、新システムにおいては、行政による生産目標数量の配分を行いませんが、行政からの需要量に関する情報の提供に基づいて、JA等の生産調整方針作成者が傘下の農業者へ生産目標数量を配分すること等により、主体的に需給調整を行うこととなります。
- 3 なお、今回は新たな需給調整システムの大枠を提示した段階であり、生産調整実施者の確認も含め細かなルールについては、新たな産地づくり対策等米政策改革推進対策の具体化にあわせて今後その詳細を検討していく予定です。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

生産数量目標について、生産調整方針作成者が受けた目標数量の情報提供よりも、多めの数量の設定は可能か。また、その場合、産地づくり交付金の交付対象となるのでしょうか。

-----

( 回 答 )

1 新システムにおいては、方針作成者は地域協議会に実効ある形で参加し、必要な意見の反映等を通じて、方針作成者ごとの需要量に関する情報の算定や方針作成者から生産者への生産目標数量配分の一般ルールの策定等に参画する以上、地域協議会から提供される需要量に関する情報を尊重することが基本であると考えています。

また、産地づくり交付金の交付は、地域協議会から提供される需要量に関する情報を基に、方針作成者が自ら定める生産目標数量に即した生産の実施が要件になるものと考えていますが、この場合の生産目標数量は、上述のとおり、地域協議会から提供される情報を尊重することが基本と考えています。

2 なお、今回は新たな需給調整システムの大枠を提示した段階であり、細かなルールについては、新たな産地づくり対策等米政策改革推進対策の具体化にあわせて今後その詳細を検討していく予定です。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )

( 質 問 )

新たな需給調整システムについて、実質、これまでどおり、行政が主体となった配分になるのではないのでしょうか。

-----  
( 回 答 )

- 1 新たな需給調整システムは、農業者・農業者団体が地域の販売戦略に基づき、主体的に需要に応じた生産に取り組むことにより、米づくりの本来あるべき姿の実現を図るものです。
  
- 2 このため、新システムにおいては、行政による生産目標数量の配分を行いませんが、行政からの需要量に関する情報の提供に基づいて、ＪＡ等の生産調整方針作成者が傘下の農業者へ生産目標数量を配分すること等により、主体的に需給調整を行うこととなります。
  
- 3 また、ＪＡ、市町村等を構成員とする地域協議会が中心となり、地域の生産調整への取組の基本方針の設定や農業者への生産目標数量の配分の一般ルールの設定等により、ＪＡ等の生産調整方針作成者による主体的な需給調整を側面からバックアップすることとなります。

( 1 7 . 1 2 . 1 4 )